

## 仙台市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

令和2年3月30日

仙台市教育委員会規則第7号

子どもの成長過程において、多様な人との関わり、社会体験、生活体験などの減少や子どもの規範意識の低下といった課題を乗り越え、子どもたちの豊かな成長につなげるためには、学校や家庭、地域がともに連携を図りながら、地域ぐるみで教育を行うことが求められる。

本市は、これまで、協働型学校評価により学校・家庭・地域の三者が協働して当該年度の重点目標設定及び改善活動に取り組んできた。また、学校支援地域本部により地域による学校支援体制の充実を図ってきた。これらの取組を生かし、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを取り囲むように豊かな学びの環境を構築していくために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入する。

これにより、学校・家庭・地域の三者が学校の基本方針などを共有し、連携し、そして協働して各種の取組を進めていくことで、「学校を核とした地域づくり」へとつなげ、地域とともに歩む学校づくりを一層進めることを目指し、この規則を制定する。

### （趣旨）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の五の学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

### （設置）

第二条 仙台市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その所管に属する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、協議会を設置することができる。ただし、教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めるときは、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第二項第一号に規定する対象学校（以下「対象学校」という。）の校長（園長を含む。以下同じ。）、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者（以下「保護者」という。）及び対象学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）の意見を聴くものとする。

### （基本理念）

第三条 協議会は、学校と保護者、地域住民その他の関係者との連携及び協働を促進することにより、学校と保護者、地域住民その他の関係者との信頼関係を深め、学校の運営

を改善するとともに、生徒、児童又は幼児の健全な育成が図られるよう、その協議を行うものとする。

(基本方針等の承認)

第四条 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育目標及び運営方針並びに教育課程の編成その他当該校長が必要と認める事項に関する基本的な方針（以下「基本方針等」という。）を作成し、その協議会の承認を得なければならない。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本方針等に基づき、当該対象学校の運営を行わなければならない。

(学校運営等に関する意見の申出)

第五条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関しては、次に掲げる事項に限り、教育委員会に対して意見を述べることができる。

一 対象学校の職員構成に関すること（個別の職員に係るものを除く。）

二 対象学校の望ましい人材の在り方に関すること（個別の職員に係るものを除く。）

3 協議会は、前二項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

4 対象学校の校長は、第二項の意見に拘束されることなく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十六条の規定による意見の申出をすることができる。

(学校運営等に関する評価)

第六条 協議会は、毎年度一回以上、別に定めるところにより、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(情報発信等)

第七条 協議会は、基本方針等に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、保護者、地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(組織)

第八条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

(委員の任命)

第九条 委員は、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により、教育委員会が

任命する。

- 一 保護者
  - 二 地域住民
  - 三 対象学校の運営に資する活動を行う者
  - 四 学識経験者
  - 五 関係行政機関の職員
  - 六 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項に定める特別職の職員とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第十条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（委員の責務）

第十一条 委員は、その職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（報酬）

第十二条 委員の報酬の額は、特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）第十七条第一項の規定により、教育委員会が別に定める。

（会長及び副会長）

第十三条 協議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第十四条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、対象学校の校長に対し、報告、説明その他必要

な協力を求めることができる。

- 5 対象学校の校長は、協議会の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 6 対象学校の校長は、必要があると認めるときは、当該対象学校の職員を協議会の会議に出席させることができる。

(研修等)

第十五条 教育委員会は、協議会の委員に対し、協議会及び委員の役割及び責任について正しい理解を得るため、研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第十六条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握するとともに、協議会に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(委員の解任)

第十七条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- 一 第十一条の規定に違反したとき
  - 二 心身の故障のため職務を遂行することができないとき
  - 三 前二号に掲げる場合のほか、解任に相当する事由が認められるとき
- 2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに、その旨を教育委員会に報告しなければならない。
  - 3 教育委員会は、第一項の規定により委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(実施細目)

第十八条 この規則の実施細目は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。